

## 「幸せを実感できる 住みよいまちづくり」をめざして

平成 17 年度に策定した「第 5 次総合計画」が平成 25 年度で終了し、この間、少子高齢化や人口減少社会の到来など、近年の社会経済情勢は急激に変化しており、さらに、異常気象による自然災害への対応や地域コミュニティ意識の低下など、新たに対処すべき問題も起きています。

これら社会の潮流や課題を見据え、斜里町では、町民の皆様が安心して快適な生活をおくることができるため、そして、幸せを実感できる住みよいまちづくりを進めるため、この度、平成 26 年度を初年度として、平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 6 次斜里町総合計画」を策定いたしました。

この計画は、昨年 4 月に施行された斜里町自治基本条例の理念である「情報共有・町民参加・協働」、そして、町民憲章の「みんなでつくりましょう」の精神に基づき策定した計画です。この計画の策定にあたっては、基本条例の趣旨に基づいて設置された策定委員会において、計画策定の最初の段階から町民委員と行政委員とが協働し計画を練り上げ、議会審議を含め 1 年半余り協議を重ねてきました。

私たちが住んでいる斜里町は、まさに住み続けたいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちであり続けなければならない、そして、将来を担う子供たちが、「このまちに生まれてきてよかった」と思える町であり、斜里町を離れた人にとっても、生まれ育った故郷に誇りを持ってもらえるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

この計画を着実に推進するためには、町民の皆様と行政がまちづくりの目標を共有し、ともに知恵を出し、ともに行動することが何よりも重要であります。町民の皆様には、今後とも一層のご指導、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アドバイザーとして御指導を賜りました北海道大学公共政策大学院教授山崎幹根氏、策定作業に携わっていただきました策定委員の皆様、そして、町民アンケート調査やパブリック・コメントなどで貴重な御意見、御提言を頂きました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 6 月

斜里町長 馬 場 隆

# 目 次

## I. 計画の基本的事項…………… 005

I-1. 計画の名称 ……………	006
I-2. 計画策定の目的 ……………	006
I-3. 計画の位置付け ……………	007
I-4. 計画の期間 ……………	008
I-5. 計画の構成 ……………	008
I-6. 計画策定の方法と経緯 ……………	009
I-7. 計画の進行管理 ……………	011
I-8. 計画の変更 ……………	012

## II. 社会情勢ならびに現状と課題… 013

II-1. 斜里町をとりまく社会情勢と時代の潮流 ……	014
II-2. 斜里町の現状と課題 ……………	016
II-3. 斜里町の財政状況 ……………	018

## III. 基本構想…………… 019

III-1. 計画の全体像 ……………	020
III-2. 基本理念と基本テーマ ……………	021
III-3. 7つの基本目標と20の政策 ……………	022
III-4. 財政計画 ……………	025
III-5. 重点プロジェクト ……………	027
III-6. 計画の体系図 ……………	032
III-7. 計画全体の主要指標 ……………	034

## IV. 基本計画……………037

1. 自然と共に生きることができる住みよいまちをめざす …… 039
  - 1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進 …… 041
  - 1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進 …… 044
2. 足腰の強い産業をめざす …… 047
  - 2-1 力強い産業基盤の構築 …… 050
  - 2-2 知床しゃりの展開 …… 055
  - 2-3 担い手の育成と確保 …… 058
3. 快適なまちをめざす …… 061
  - 3-1 快適に暮らせる住環境の整備 …… 063
  - 3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備 …… 066
4. 安全安心な暮らしをめざす …… 071
  - 4-1 命と暮らしを守る防災体制の整備 …… 074
  - 4-2 水を守る安定した上下水道の整備 …… 077
  - 4-3 命を守る消防救急体制の充実 …… 080
  - 4-4 暮らしの安全安心の推進 …… 083
5. いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす …… 085
  - 5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現 …… 088
  - 5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実 …… 093
  - 5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実 …… 097
  - 5-4 希望を持って子育てできるまちの実現 …… 100
6. 心豊かにつながり学び合うまちをめざす …… 103
  - 6-1 地域とつながる学校教育の推進 …… 106
  - 6-2 地域を支え育てる人材の育成 …… 112
  - 6-3 地域を育む社会教育活動の推進 …… 114
7. 町民が主役になって住みよいまちをめざす …… 121
  - 7-1 地域が輝くつながりのあるまちの実現 …… 123
  - 7-2 社会変化に対応できる健康なまちの実現 …… 127

## V. 資料編……………131



# I . 計画の基本的事項

## I-1

# 計画の名称

この計画は、「第6次斜里町総合計画」（以下、本計画）と称します。

### 名称

「第6次斜里町総合計画」

## I-2

# 計画策定の目的

斜里町では、昭和46～53年度の第1次計画、昭和54～60年度の第2次計画、昭和61～平成7年度の第3次計画、平成8～17年度の第4次計画、平成18～25年度の第5次計画と、総合計画に基づく計画的なまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、情報化の進展、東日本大震災の経験、地球温暖化による異常気象や災害の多発、政治経済の一層のグローバル<sup>\*</sup>化など、国内外の社会情勢が大きく変化しています。

また、平成25年4月には、町民が主体的にまちづくりに取り組み、住民自治の進展と協働によるまちづくりの推進を図り、住みよい斜里町を築こうと、斜里町自治基本条例（以下、基本条例）が施行されました。

このような状況の中、次世代に向かって私たちがめざすべきまちの姿やまちづくりの方向性を町民・議会・行政で共有し一緒に取り組んでいくため、そして、基本条例に基づいて総合的かつ計画的な町政運営を図るため、本計画を策定しました。

### 目的1

めざすべきまちの姿やまちづくりの方向性を町民・議会・行政と一緒に取り組んでいくため

### 目的2

総合的かつ計画的な町政運営を図るため

# I-3 計画の位置付け

第5次総合計画までは地方自治法に基づいて策定されていましたが、平成23年の法改正の結果、策定義務がなくなりました。

しかし、斜里町では、平成25年施行した基本条例によって、総合計画に基づく総合的かつ計画的な町政運営を図っていくことが規定されました。そのため、本計画は、基本条例を根拠に策定される初めての総合計画になります。

また、本計画は、斜里町のまちづくりの方向性をまとめた行政計画であり、斜里町のまちづくりにおける最上位の計画と位置付けられます。

さらに、それぞれの行政分野には、法令に基づく計画や独自に策定した計画など様々なものがありますが、これら個別行政分野における計画の策定、事業の実施にあたっては、基本条例の規定により、本計画と整合することが求められます。従って、本計画は、町政運営の各分野の基本的方向性を示す指針的計画となります。

## 特徴1

基本条例に基づき策定される初めての総合計画

## 特徴2

まちづくりの方向性をまとめた行政計画

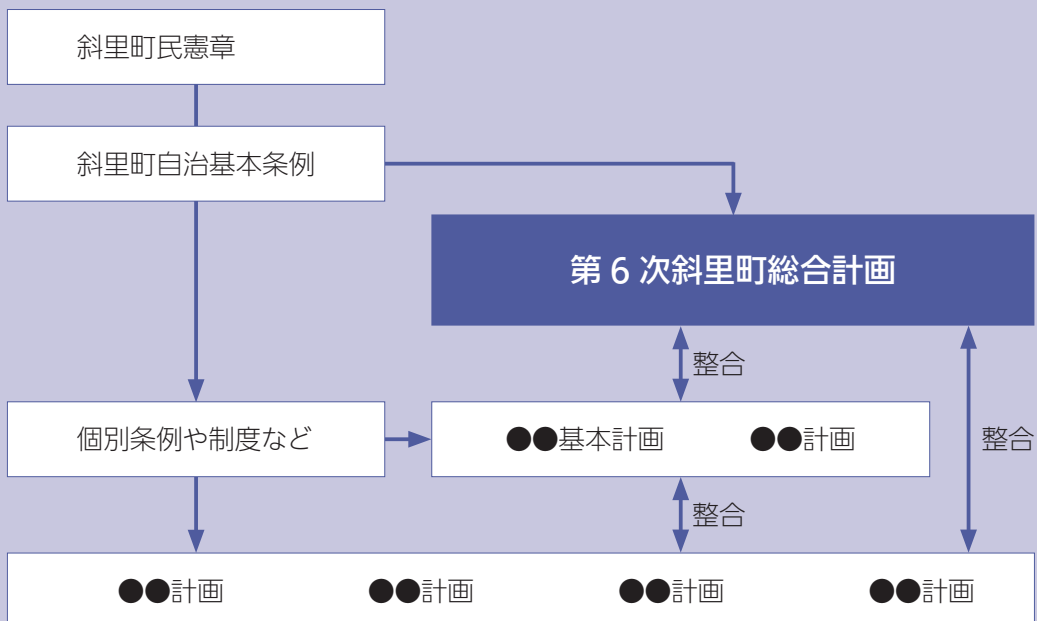
## 特徴3

まちづくりの最上位計画

## 特徴4

行政各分野の基本的方向性を示す指針的計画

## 計画体系概念図



## I-4

# 計画の期間

本計画は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間で計画期間とします。

### 計画期間

平成 26 年度～平成 35 年度の  
10 年間

## I-5

# 計画の構成

本計画は、「Ⅰ. 計画の基本的事項」において、計画の目的や位置付け、期間、策定方法、進行管理など、計画としての基本的な事項を記載しています。

次に、「Ⅱ. 社会情勢ならびに現状と課題」において、斜里町が現在置かれている状況を国内外の情勢と町内情勢とに区分し、計画の背景的状况として概観しています。

その上で、計画内容の骨格的な考え方を「Ⅲ. 基本構想」で示し、より具体的な政策や施策の内容や考え方を「Ⅳ. 基本計画」において記載しています。

そして、最後に「Ⅴ. 資料」として策定にあたっての参考資料を掲載しています。

なお、計画内容を「基本構想」と「基本計画」とに区分することは、基本条例によって規定されているものであります。

### Ⅰ. 計画の基本的事項

名称・目的・位置付け・策定方法・  
進行管理など

### Ⅱ. 社会情勢ならびに現状と課題

国内外、町内の情勢、および財政状況

### Ⅲ. 基本構想

全体像、基本理念、基本テーマ、基本  
目標、政策など

### Ⅳ. 基本計画

基本施策、単位施策

### Ⅴ. 資料

参考資料



## I-6

# 計画策定の方法と経緯

本計画は、斜里町総合計画策定委員会設置条例に基づいて設置された、「第6次斜里町総合計画策定委員会（以下、策定委員会）」を中心にして策定作業が進められました。

第5次計画までは、事前に行政側で計画素案を作成し、その素案を町民委員（学識経験者）が審議をする、いわゆる審議会方式でしたが、今回は、基本条例の趣旨を鑑みて町民の参加機会の充実に努めるべく、策定委員会という付属機関を設置し、その中で計画策定の最初の段階から町民選出委員と行政選出委員とが協働して協議を進め、計画を練り上げていきました。

策定委員会は、町民委員 37 名（うち公募委員 13 名、団体推薦委員 24 名）と行政委員 21 名の計 58 名で構成され、第 1 回全体会議を開催した平成 24 年 11 月 30 日に発足しました。

策定委員会は、斜里町長からの「調査の求め」に応じて、総合計画の基本構想と基本計画を提言書としてまとめ、提言することをその役割としました。

第 1 回全体会議において、基本条例の原案を作成した「斜里町まちづくり基本条例（仮称）をつくる会」の会長であった三浦勝利さんが委員長に、同会の副会長であった門間哲也さんが副委員長に、それぞれ委員の満場一致で選出されました。

策定委員会には、①計画全体に関することを協議、意思確認、情報共有などを図る、委員全員参加の「全体会議」、②部会長などが集まり、個別部会間の調整などを図る「部会長会議」、③担当分野別の内容を検討する「個別部会」、の 3 種類の会議が設置されました。

個別部会は、①環境分野を所管する「みどり部会」、②産業分野を所管する「しごと部会」、③ハード的社會基盤を所管する「まちなみ部会」、④主にソフト的社會基盤を所管する「くらし部会」、⑤保健・医療・福祉分野を所管する「いきいき部会」、⑥教育分野を所管する「まなび部会」、⑦その他まちづくり手法・行財政分野を所管する「ちょうみん部会」、の 7 部会が設置され、委員長、副

## 第5次計画

審議会方式

- ・行政が素案作成
  - ・審議会で審議
  - ・議会で審議し、基本構想のみを議決
- 策定根拠は地方自治法

## 第6次計画（本計画）

町民策定委員会方式

- ・策定委員で素案作成
- ・行政と議会とも途中協議
- ・議会で審議し、基本構想と基本計画を議決

策定根拠は基本条例

## 策定委員会の構成

町民委員 37 名

（公募 13 名、団体＋推薦 24 名）

行政委員 21 名

合 計 58 名

## 委員会の検討期間

平成 24 年 11 月 30 日

～平成 25 年 12 月 4 日

## 会議の種類

①全体会議

②部会長会議

③部会（7部会）

- ・みどり部会（環境）
- ・しごと部会（産業）
- ・まちなみ部会（社会基盤）
- ・くらし部会（生活）
- ・いきいき部会（保健福祉医療）
- ・まなび部会（教育）
- ・ちょうみん部会（自治行財政）

委員長を含む全委員がいずれかの部会に所属し、協議を重ねました。

策定委員会は、設置から提言書提出までに、全体会議4回、部会長会議16回、各部会14～19回、開催され精力的な議論が進められました。

平成25年12月4日に開催された第4回全体会議において、策定委員会三浦委員長から馬場町長に対して、提言書が提出されました。提出にあたって三浦委員長からは、「町民が主役・主体となったまちづくりの具現化のために、私たちの議論の経過や思いを踏まえ、提言内容を最大限に尊重してほしい」とのコメントが付されました。

この提言書に基づき、議会と協議を行い、計画原案としてまとめられ、平成25年12月27日から20日間のパブリックコメントに諮られました。

パブリックコメントでは、16件の意見が提出されました。これらの意見を行政内部で検討の結果、原案のとおりとし、平成26年1月28日の1月臨時議会に「第6次斜里町総合計画」が議案として提出されました。

その後、総合計画審査特別委員会に付託され、平成26年6月18日に議決されました。

## 会議の開催状況

- ・全体会議 : 4回
- ・部会長会議 : 16回
- ・各部会 : 14～19回

## パブリックコメント結果

- ・募集期間: H25年12月27日  
～H26年1月15日(20日間)
- ・提出意見数: 16件

## 議会協議・報告状況等

- ・H24年 9月: 策定概要説明
- ・H24年10月: 委員会設置条例
- ・H25年 3月: 進捗状況報告
- ・H25年 6月: 進捗状況報告、計画体系素案報告、町民アンケート結果報告
- ・H25年 9月: 進捗状況報告、施策概要協議
- ・H25年11月: 進捗状況報告、計画草案協議
- ・H25年12月: 進捗状況報告、計画素案協議
- ・H26年 1月: 議案提出
- ・H26年 6月: 可決成立

基本条例では、総合計画の適切な進行管理、総合計画の実現をめざした予算編成、適切な評価基準にもとづく行政評価が定められました。

これまで行政では、予算を中心とした施策構築や行政評価を行ってきましたが、基本条例の規定を踏まえ、総合計画を中心とした施策構築や行政評価に切り替え、総合計画の実現をめざした予算編成と執行に努めていかなければなりません。

そこで、これまで以上に的確かつ適切な進行管理を行うため、行政内部には「総合計画進行管理委員会（以下、委員会）」を設置します。

委員会では、総合計画の実実施計画を策定・審議するほか、行政評価の基準を定め、担当部局から提出された行政評価結果を全庁的な視点で点検し、必要に応じて担当部局から意見徴集を行った上で、報告書としてまとめる役割を担います。

また、総合計画の評価結果が予算に反映されやすくなるよう、予算策定方針を決定するにあたって、意見を述べるができるものとしします。

行政評価は、行政内部による自己評価とその結果の議会報告を基本としますが、5年目（平成30年度）及び9年目（平成34年度）に行う評価の際には町民から意見を求めることとします。

行政評価の結果は、議会報告のほかホームページなどにより広く公表を行います。

基本構想及び基本計画を含む総合計画の全体は、5年目（平成30年度）に中間点検作業を行い、必要に応じて計画の変更作業を行います。この計画の変更の方法については、次項1-8に記載しています。

また、第7次斜里町総合計画の策定作業は、9年目（平成34年度）当初から行うことを予定するものとしします。

### 基本条例の関連規定

- ・総合計画の適切な進行管理
- ・総合計画の実現をめざした予算編成
- ・適切な評価基準に基づく行政評価の実施

### 基本的な考え方の変更

- ・予算を中心とした施策構築・行政評価
- ↓
- ・総合計画の実現をめざした施策構築・予算編成・行政評価

### 進行管理の組織体制

#### < 組織 >

- ・「総合計画進行管理委員会」の新設

#### < 役割 >

- ①実施計画の策定・審議
- ②行政評価基準の設定
- ③行政評価結果の点検・審議
- ④実施計画報告書の作成・公表
- ⑤予算策定方針への意見
- ⑥計画変更の内部審議

### 評価の流れ

#### < 2～4年目、6～8年目 >

- ・行政内部評価・議会報告

#### < 5年目 >

- ・行政内部評価・町民評価・中間点検作業・（計画変更・議会協議）

#### < 9年目 >

- ・行政内部評価・町民評価・第7次計画策定作業

#### < 10年目 >

- ・第6次計画総括・第7次計画策定作業・審議

## I-8 計画の変更

本計画は、計画期間 10 年間という比較的長期の計画となります。社会情勢の変化が激しい昨今の状況を踏まえれば、この先の 10 年間にも情勢は変化をし、本計画に記載された施策が時代に適合しなくなる事態も想定されます。また、新しい課題へ対処をしていかなければならない可能性も否定できません。

そこで、本計画は、社会情勢の変化などに対応できる「順応的な計画」とし、計画に変更が生じうることをあらかじめ想定することとします。

具体的には、町民の意思や要望、および議会での協議結果などを踏まえ、計画の変更や修正の必要があると判断した場合には、担当部局は I-7 に記載した総合計画進行管理委員会に対して変更要望書を提出することとします。そして、委員会において、その調書を審議した上で、変更の是非をまず行政内部として判断することとします。

行政として変更すべきと判断をしたものは、変更しようとする項目と内容によって、その後の手続きが異なるものとします。

まず、基本施策項目、または基本施策の目的・目標、もしくは重点プロジェクトのうちの重点施策項目、のいずれかを変更しようとする場合には、町民を交えた場で協議をした上で、議会に議案として提出することとします。

上記にも関わらず選挙公約によって町民の意思が確認された後に重点施策項目を変更する場合、もしくは、重点プロジェクトのうち大型事業項目を変更する場合には、議会に議案として提出することとします。

単位施策項目・内容の変更の場合には、ホームページなどによる公表をもって変更することとします。

最新の計画は、常にホームページで確認できるようにし、変更の履歴も明らかにするものとします。

### 基本的な考え方

- ・情勢変化や新しい課題に対応するため、従来のような「固定的な計画」ではなく、計画変更の可能性も含む「順応的な計画」とする

### 計画変更の手順

< 共通 >

- ①担当部局が「変更要望調書」を総合計画進行管理委員会に提出
- ②行政内部での審査

< 基本施策項目等の変更の場合 >

- ③町民と協議及び議会で議案として協議

< 大型事業項目等の変更の場合 >

- ④議会で議案として協議

< 単位施策項目等の変更の場合 >

- ⑤公表のみ

< 共通 >

- ⑥ホームページで最新の計画と変更履歴を公表

## II . 社会情勢ならびに 現状と課題

# 斜里町をとりまく社会情勢と時代の潮流

## (1) 地球環境の悪化

世界各地での進む森林伐採や、化石燃料の使用量の増大に伴う地球温暖化などによって、地球環境に深刻な変化が現れています。

日本でも異常気象が常態化し、大気や海洋環境にも徐々に変化が現れつつあり、斜里町の産業や生活環境にも影響が及びつつあります。

地球環境の悪化による影響は、斜里町にとっても無視できない問題になりつつあります。

## (2) 安全安心意識の高まり

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害として東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの人に衝撃を与えました。異常気象による災害の頻発化や、次なる大規模地震の予測、あるいは、従来なら想像もできなかったような犯罪や凄惨な事件も発生し、日常生活への不安感や危機意識も年々高まっています。

成熟社会に入り、より快適な生活への欲求の高まりに反して公共インフラ<sup>\*</sup>の老朽化が急速に進み適切な更新への懸念や、水や電力、鉄道といったライフラインへの不安感も生じつつあります。

斜里町でも、より安全安心で快適な生活を守るため、ハード・ソフト両面での体制や施策の再構築が求められています。

## (3) 人口減少・少子化・高齢化・社会保障不安

出生率の低下とともに平成 16 年から日本の人口は減少に転じ、今後も急速に人口減少は進んでいくと予想されています。一方で、医療等の発達とともに平均寿命は延びて超高齢社会に突入しつつあり、少子化と高齢化の同時進行は、労働世代への負担を高める状況を生み出しています。

年金や健康保険など国の社会保障制度への不信感も根強く、若年層を中心に将来への不安感が年々高まっています。

共働き夫婦の増加や核家族化も進行によって子育て環境の改善・充実を求める声も大きく、また、障がい者や低所得者などへの社会保障のあり方も改めて問われています。

## (4) 経済縮小・グローバル化・雇用不安・格差社会

新興国<sup>\*</sup>の経済発展、リーマンショック、ギリシャ経済危機といった海外での経済情勢や、国際的な政治状況、政情不安は直ちに国内経済にも影響も及ぶという政治経済のグローバル化が進行しています。

国内経済も、デフレ経済が続いて縮小傾向が続いており、その結果、若年層の雇用は不安定となり非正規労働者やワーキングプア<sup>\*</sup>も増加し、その一方で富めるものは富み、低所得者との格差はますます拡大していると言われてしています。

人口減少や少子高齢化社会と相まって国内の市場規模は縮小していくと予想される中、斜里町の産業を維持するためには、次世代を見据えた対策が必要となってきます。

## (5) 高度情報化社会・個人化・価値の多様化

科学技術、特に情報技術の進化はすさまじく、高度情報化社会が加速しています。

ゲーム、インターネットはもちろん、様々なソーシャルネットワークサービス<sup>\*</sup>といった情報交流形態が世界中に広がり、新しい情報端末が次々と生まれ、クラウド<sup>\*</sup>やビッグデータ<sup>\*</sup>といった情報処理技術も社会インフラと言われるまでに浸透してきました。デジタルネイティブ世代<sup>\*</sup>が成人を迎え、高度情報化社会は一層進行していくと予想されています。

このような情報化と相まって、個人化や価値の多様化も進んでおり、人間関係や地域とのつながりの希薄化が危惧されており、斜里町でも、情報化、個人化、価値の多様化が進む中で地域社会の構築を模索していく必要があります。

## (6) 教育改革と地域の教育力

社会の国際化、情報化、市場経済のグローバル化の下で、教育状況が複雑かつ多様化する中、平成18年の教育基本法の改正を端緒<sup>\*</sup>として、教育制度そのものの改革も進められようとし、いじめや体罰などが社会問題化した結果、学校や教育委員会そのものの改革を求める声も高まっています。

「ゆとり教育」から、知識や技能に加えて問題解決の能力を含めた「確かな学力」への転換が進み、家庭、地域、学校、教員等の各領域における「教育力」の向上と連携が不可欠になっています。

一方で、少子高齢化、核家族化、地縁<sup>\*</sup>意識の希薄化の中で、生涯にわたって学び続ける体制が必要になってきており、学習需要の多様化と高度化に対応した社会教育活動と施設の整備が求められています。

## (7) 国と地方の関係

政権や首相が頻繁に変わり、国内政治が安定しない状況が続いています。政府の債務は1000兆円を越え国債発行額も増大しており、国債の信用格付けが低下傾向にあり、さらに、中国など新興国の台頭と相まって、貿易収支も悪化してきており、日本としての国力が減退している懸念があります。

一方、国と地方の関係では、平成12年の地方分権一括法の施行以後、平成の大合併や構造改革、三位一体の改革、地域主権改革など、幾度となく分権改革が模索されているものの、地方への権限と財源の移譲が曖昧なままとなり、地方の求める分権化にはほど遠い状態となっています。

歳入の4割を地方交付税に依存する中、地方分権改革の動向に留意しつつも、自立的な運営を進めていく必要があります。

## (1) 環境

斜里町の自然・生活環境は、対外的にも誇るべき恵まれたものであり、私たちの生活の根源であります。自然・生活環境の質が10年前あるいは20年前と比べて低下しているわけではありませんが、平成17年に世界自然遺産に登録され、世界的な期待にも応えるべく良質な環境を維持し向上させていくことが求められています。

一方で、地球環境の悪化は、異常気象や大気汚染、海水温変化といった形で斜里町にも影響し、斜里町民であると同時に地球市民としての一面も自覚せざるを得ない状況になっています。

大量生産・消費・廃棄型の生活様式を直ちに变えることはできませんが、自然環境の適切な保全や、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量・資源化など、私たちができることを確実に進めていく必要があります。

## (2) 産業

斜里町は、良好な自然環境の恩恵を受けた第1次産業を基盤の上に、第2次、第3次産業が発展してきました。比較的安定して産業資源を維持してきましたが、産業の維持・発展のため、確実な基盤整備と資源の持続的活用が求められています。

また、「知床しゃり」をキーワードにしたイメージ戦略やブランド化の推進をはかりながら、斜里町で生み出される特産品や観光の魅力をさらに高めていく必要があり、同時に、地産地消や、地元食材を知るための食育、地域の味の伝承などの取り組みを通じて、地域としての魅力や価値を再認識していくことも重要です。

一方で、人口減少や高齢化などにより、町内産業を支えていく人材の確保・育成が課題となっており、人材の流動的活用や就労者支援、担い手・後継者確保など、労働・雇用環境への支援対策を進めていく必要があります。

## (3) 社会基盤

過去数十年にわたる社会基盤整備の結果、斜里町的生活基盤は確実に向上してきました。

好調な産業の結果、住宅の建設や立て替えも着実に進んできましたが、さらなる質の向上に向けて、寒冷地向け住宅の普及促進や、公営住宅の計画的な整備なども進めていく必要があります。その一方で、人口減少と高齢化による空家・廃屋の増加といった課題や、高齢者に配慮した集合住宅の需要、バリアフリー化への要請も高まっています。

公共インフラの新規整備の一方で、数十年前に整備した道路、橋梁、公共施設の老朽化も進んできており、予防管理型の補修を行って長寿命化を図るなど確実な維持更新が求められています。

また、冬期交通確保のため、除排雪の効率化の検討や町民との協働体制の構築が必要となっています。

## (4) 生活

社会基盤や住宅の充実などに伴って、私たちの暮らしは徐々に快適かつ安全・安心になってきました。しかし、東日本大震災という未曾有の災害を目の当たりにし、また、局地的大雨や暴風、大雪、高潮、



竜巻などの異常気象が多発している現状をみるにつれ、日常の安全・安心への不安感が高まっているとも言えます。

様々な災害や異常事態に対応できるように、一人ひとりが防災意識を高め、ソフトとハードの連携によって、より確実な防災体制を構築していく必要があります。

また、私たちの生活に欠かせない上下水道の安定的な維持にも努めるとともに、高齢化の進展に対応するべく、救急救命や防火体制の強化も図っていかねばなりませんし、防犯や交通安全、消費者被害の軽減もめざし、安全・安心への意識を高め、生活を守るための施策を展開していく必要があります。

## (5) 保健福祉医療

高齢化が急速に進み、医療や高齢者福祉への需要が高まっています。

しかし、医師や医療従事者、介護従事者などの医療・福祉の体制づくりが追いつかず、今後ますます求められるサービスが十分に提供できない可能性が予測されることから、マンパワー不足の改善をはじめとした医療・福祉環境の充実が求められています。

町内の障がい者は増加傾向にあり、発達障がいのある人も急増しています。障がいの多様化や複雑化への対応や、生涯を通じた総合的な支援対策が求められています。

また、ひとり親家庭、低所得者家庭も増加傾向がみられ、子育てや経済的自立に向けた支援が必要となっています。

子どもの出生数は、過去 15 年間、概ね横ばいが続き、減少傾向は見られないものの、共働き家庭は増加傾向にあり、総合的な子育て支援策の充実が求められています。

## (6) 教育

教育活動を通して子どもたちが基礎的な学力や体力、人間性を身につけることが必要であり、大きな課題である学力の低下には、学校・家庭・地域の連携が求められています。

また、教職員の能力の向上やサポート体制の充実、学校や教員住宅の整備、学校給食の充実など、教育環境の向上が必要です。

少子化、核家族化、共働きの増加などにより、地域社会との結びつきが弱まる中で地域や家庭の教育力の低下が課題になっています。地域の多様な大人が子育てする親や子どもに関わりながら教育・交流活動を進めていくなど、社会全体で子育てを支援する取り組みを充実させていく必要があります。

地域の課題に対して、住民自らが解決に取り組むことができるようになるため、生涯学習の果たす役割が重要であり、その拠点となる公民館、体育館、図書館、博物館の活用が求められています。また、社会教育活動の拠点となる施設の長寿命化対策や、環境整備が必要です。

## (7) 自治行財政

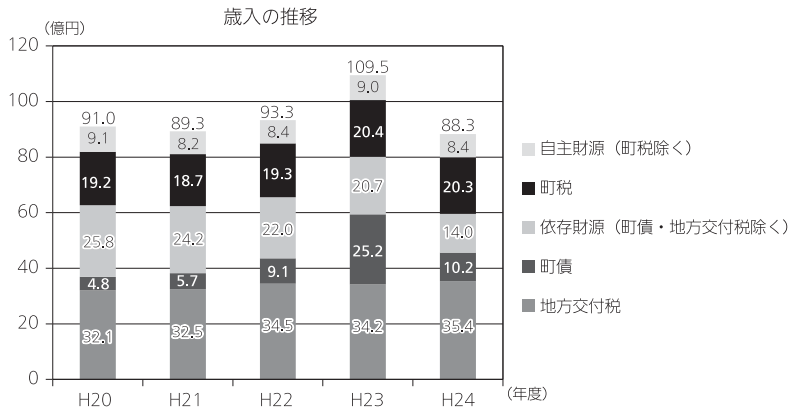
町では行政情報をわかりやすく伝えるため、様々な手段を活用してきました。今後も、効率的な伝達手段や丁寧な情報提供に努め、様々な機会を通じた広聴の充実が必要です。

自治基本条例が求める「協働」によるまちづくりを推進するためには、情報提供や町民参加の場・機会の拡大を図り、協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりを進め、町民の意識向上を図っていくことが必要です。さらに、町民が主役となるまちづくりを進めるためには、自治会をはじめとする関係団体が主体的に地域活動を企画・実施していくことが必要であり、行政の支援が求められています。

自治体財政を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想され、行政改革や行財政の構造的改革並びに事務事業評価の実施により、自主・自立の自治体運営に取り組む必要があります。

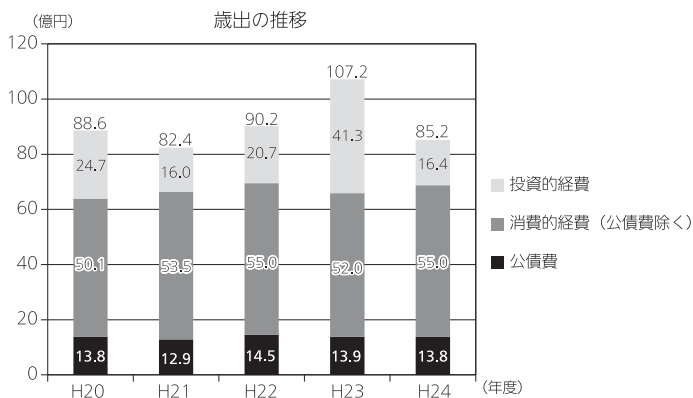
また、今後も高齢化の進展による社会保障関係費の増加が見込まれる中、足腰の強い財政基盤が求められており、行政経費の全体的な縮減により財源を確保する必要があります。

## II-3 斜里町の財政状況



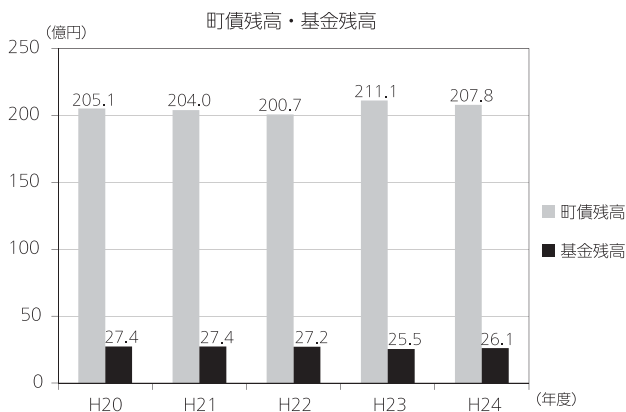
普通交付税は国の三位一体の改革により減少傾向となっていました。平成 22 年度以降、地方財政計画による地方財源の確保などにより、回復傾向にあります。

平成 23 年度は、一般廃棄物処理施設建設事業により、町債が増加しました。



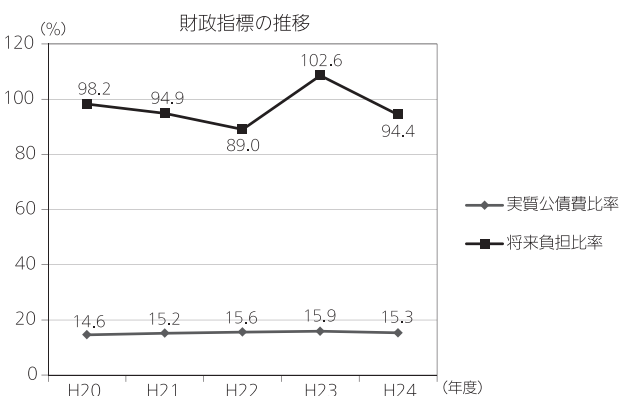
行政改革などによって人件費は減少していますが、社会保障関係費用の増加などにより、消費的経費が増加傾向にあります。

平成 23 年度は、一般廃棄物処理施設建設事業により、投資的経費が増加しました。



計画的な事業執行により町債残高は減少傾向にありましたが、平成 23 年度に大型事業の実施によって償還額を上回る町債の発行を行い、町債残高が増加しました。

近年の好調な基幹産業などの結果、一定の町税収入が確保されており、財政調整基金の大幅な取り崩しをしなくてもよい状況が続いています。



かつて実施した大型事業の町債償還のピークを迎えたことから、実質公債費比率は上昇していましたが、平成 24 年度は若干減少しています。

将来負担比率も町債残高などが反映されるものですが、大型事業に伴う町債発行などにより、平成 23 年度は増加しました。

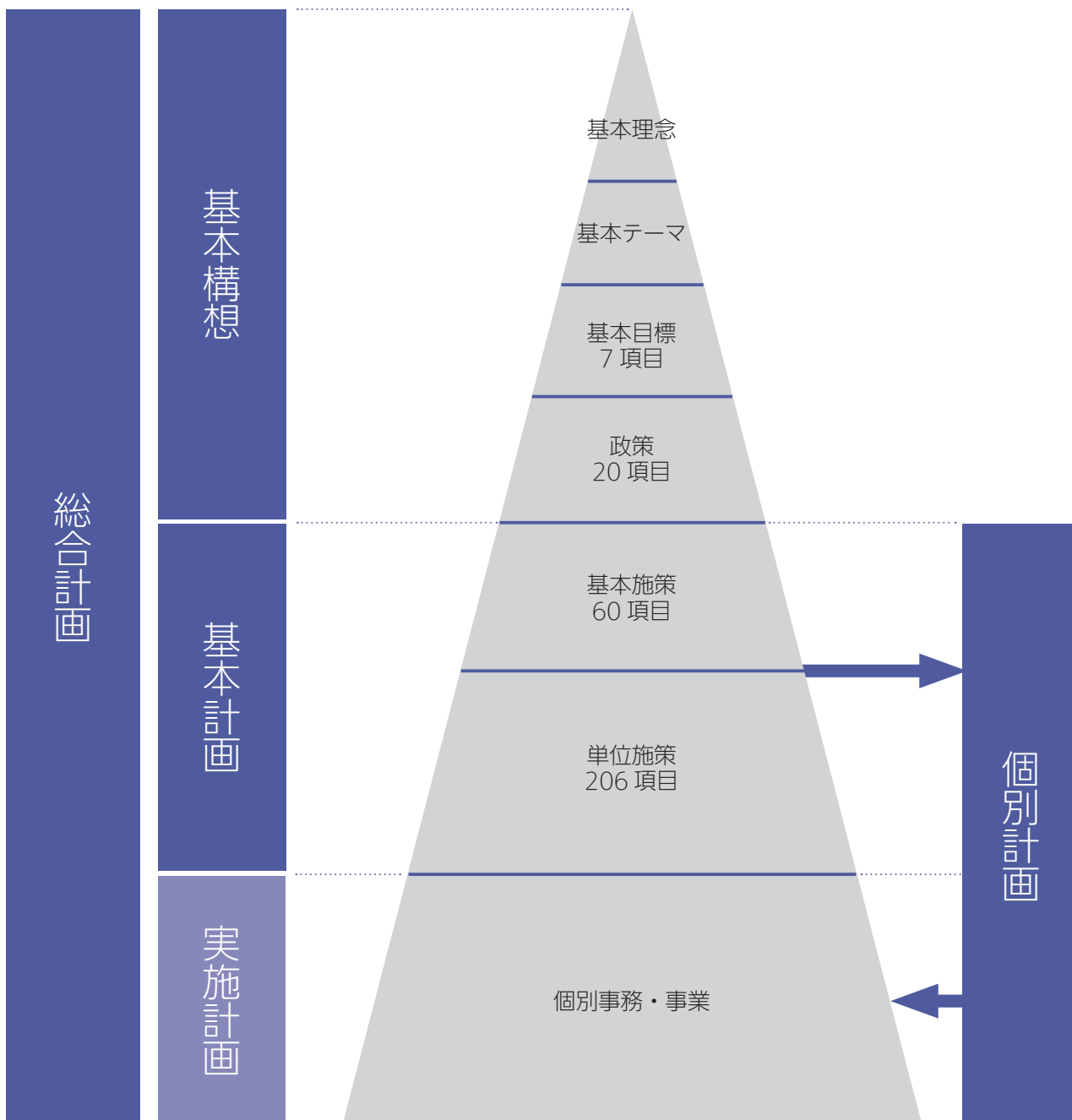
# III . 基本構想

# III-1 計画の全体像

総合計画で示されるまちづくりに関する事項は、「基本構想」と「基本計画」に大別されます。

基本構想では、「基本理念」、「基本テーマ」、「7つの基本目標」、「20の政策」を示し、補完事項として「重点プロジェクト」、「計画体系」、「計画の主要指標」も記載しています。

基本計画では、「基本施策」および「単位施策」を示しています。



## 基本理念

### みどりと人間の調和を求めて

斜里町は、昭和46年の第1次総合計画から今日に至るまで、一貫して「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの基本理念として掲げ、町政運営を進めてきました。

この「みどりと人間の調和を求めて」とは、斜里町が大自然の恵みに生かされた中で住民生活が営まれ、その調和のもとに生産と生活と文化が維持され高められ、そして調和を求め続けることが斜里町の個性を創造していくということを意味するものであります。

この調和を追求することこそが私たちの町の発展と豊かさの根源になっているという考え方を示すものでもあり、引き続き「みどりと人間の調和を求めて」を総合計画の基本理念として掲げ、政策・施策の基軸となる考え方として保持するとともに、その精神を後世に引き継ぐこととします。

## 基本テーマ

### 幸せを実感できる住みよいまちづくり

基本テーマとは、基本条例で示された町民が主役になるという目的を追求するべく、基本理念と基本目標との間に置かれ基本目標全体を包含する今後10年間のまちづくりの考え方を示すものです。

「幸せを実感できる」とは、まちづくりに取り組むにあたって、総合計画で示される政策・施策・事業の実行の結果、私たち斜里町民が日々生活において「幸せ」だと実感できること、そのような実感をもたらす一助となりうる行政運営こそが重要であるとするものです。

また、「住みよいまちづくり」とは、基本条例で掲げた、まさしく今後の斜里町が追求していくべきテーマであります。

そして、町民一人ひとりが幸せを感じ、心地よい日常生活を送れるよう町民・議会・行政が一体となってまちづくりに取り組むことを願うものです。

## 7つの基本目標と20の政策へ

## III-3 7つの基本目標と20の政策

基本テーマに掲げたまちづくりの基本像を実現するためには、町民・議会・行政が具体的な目標を共有し、その目標に向かって連携しながら真摯に取り組んでいく必要があります。

そのために、まちづくりの方向性を具体的に共有できるよう、7つの基本目標と20の政策を掲げました。

分野	7つの基本目標	20の政策
環境	1 自然と共に生きることができる 住みよいまちをめざす	1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進
		1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進
産業	2 足腰の強い産業をめざす	2-1 力強い産業基盤の構築
		2-2 知床しゃりの展開
		2-3 担い手の育成と確保
社会基盤	3 快適なまちをめざす	3-1 快適に暮らせる住環境の整備
		3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備
生活	4 安全安心な暮らしをめざす	4-1 命と暮らしを守る防災体制の整備
		4-2 水を守る安定した上下水道の整備
		4-3 命を守る消防救急体制の充実
		4-4 くらしの安全安心の推進
保健 福祉 医療	5 いきいきと自分らしく健やかに暮らせる まちをめざす	5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現
		5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実
		5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実
		5-4 希望を持って子育てできるまちの実現
教育	6 心豊かにつながり学び合う まちをめざす	6-1 地域とつながる学校教育の推進
		6-2 地域を支え育てる人材の育成
		6-3 地域と育む社会教育活動の推進
自治 行財政	7 町民が主役になって 住みよいまちをめざす	7-1 地域が輝くつながりのあるまちの実現
		7-2 社会変化に対応できる健康なまちの実現

## 基本目標 1

### 自然と共に生きることができる住みよいまちをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

良質な自然環境や生活環境を保持することこそが、未来の斜里町の豊かさと発展の根源であるとの認識に立って、引き続き自然との共生を追求し、住みよいまちにしていく必要があると考えました。同時に、地球温暖化の防止にも貢献するべく資源の適正な利用や処理を確実に進めていかねばなりません。そして、環境自治体であり世界自然遺産登録地であることを誇りに思い、この豊かな環境を後世に残していくにはどうしたらよいかを考え、政策・施策を構築しました。

---

## 基本目標 2

### 足腰の強い産業をめざす

#### <町民策定委員会の視座>

現在の斜里町の繁栄は、先人たちが築き上げた産業基盤の上に成り立っています。農業、漁業、観光業という3つの基幹産業を持ち、恵まれた条件にあると言われますが、国内外の経済情勢の変化は激しく不安定であり、今後も安泰とは言いきれません。現在の産業基盤を確固たるものとして堅持しつつも、来るべき時代に向かって、クリーンで安全安心を連想させる「知床しゃり」のイメージを中核にした産業間連携を深め、新たな付加価値を創造しやすくなるよう政策・施策を構築しました。

---

## 基本目標 3

### 快適なまちをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

これまでの様々な社会資本整備によって、生活の利便性や快適さは確実に向上してきました。また、好調な産業を背景に住宅建設の需要は大きく、建て替えも順調に進んでいます。一方で、昭和30年代から50年代に整備されたインフラが急速に老朽化しつつあり、今後、これらの財産をどのように将来に引き継いでいくのかが問われ始めています。新設から維持管理に比重を移し、民間活力を利用した整備も視野に入れ、また、ソフトとハードを連動させながら、今後の少子高齢化社会を見据えて安全安心で快適な生活を向上させていく必要があります。特に住宅環境では、高齢者や低所得者などへの対策も視野に入れて政策・施策を構築しました。

---

## 基本目標 4

### 安全安心な暮らしをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

気象が不安定化し災害も増加傾向にある中、東日本大震災を目の当たりにしました。快適で便利になったと感じる一方で、多くの人が漠然とした不安感を抱くようになり、安全安心や危機対策への意識が急速に高まってきたと思われます。防災はもとより、ライフラインや消防救急の現状、また、日常的な交通事故や犯罪、消費者被害などの実態を踏まえ、町民がより安全安心な生活を送ることができるよう考え、政策・施策を構築しました。

## 基本目標 5

### いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

町民がいきいきと自分らしく健やかに暮らすためには、何よりも人に優しく互いに助け合う気持ちを持てるようにすることが大切です。様々な施設の充実も欠かせませんが、それ以上に重要なのは「人づくり」です。地域の医療や高齢者、障がい者などを支える人材をどのように確保するか、医療や介護に頼らない健康づくりをどのように進めるか、また、未来を担う子どもたちや障がい者の成育環境、また子育て世代へのサポート環境をどのように整備するかを考え、政策・施策を構築しました。

---

## 基本目標 6

### 心豊かにつながり学び合うまちをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

いじめ、不登校、虐待、学力・体力の低下、テレビやゲームによる生活の乱れなど、教育が頻繁に社会問題化しています。このことは、斜里町が地域としてどのように子どもを育て、社会に送りだそうとするのかという問いでもあります。家庭、学校、地域、それぞれの状況が変容していく中、注目したのは地域とのつながりという観点です。家庭を地域が支え、学校や教育も地域と繋がることで、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体が育まれるのではないかと考えます。幸い斜里町は、社会教育施設に恵まれています。こういった施設とも連携し、子どもからお年寄りまでの全ての世代と地域とが繋がることで解決の糸口が見えてくるのではないかと考え、政策・施策を構築しました。

---

## 基本目標 7

### 町民が主役になって住みよいまちをめざす

#### <町民策定委員会の視座>

平成 25 年 4 月に施行した自治基本条例の趣旨が、今後の行政運営に活かされるように特に留意しました。基本条例に規定された情報共有、町民参加、協働の 3 つの基本原則の活かし方をまず考え、町民の権利と責務そして行政の責務といった視点から、参加や協働の担い手であり町民活動の基盤となるコミュニティ組織や活動を明確に盛り込み、その上で、多様な交流の姿や行財政運営に触れました。厳しい財政状況の中、住みよい・住んでみたい斜里町を確実に次世代に引き継ぐため、背伸びをしない堅実な行政運営をめざしたいと考え政策・施策を構築しました。



# III-4 財政計画

本計画期間 10 年間に於ける収支見通しや、町債残高（借金）や基金残高（貯金）などの状況を踏まえつつ、健全な財政運営を進めていきます。

## (1) 経常的収支

### < 歳入 >

(千円)

区 分	試算の基礎		金額 (H26～H35)
	基準年度 (H25)	算定の根拠 (H31以降はH30をベースとしている)	
<b>1 町 税</b>	<b>1,960,709</b>		<b>18,367,727</b>
町 民 税	937,133	各所得、景気動向加味 0%～△ 4%	8,731,600
固 定 資 産 税	731,765	減率△ 0.3%、評価替減	6,872,811
そ の 他	291,811	減率たばこ税△ 4%、都市計画税△ 0.3%	2,763,316
<b>2 地 方 譲 与 税</b>	<b>156,800</b>	減率△ 5%～△ 8%	<b>1,176,655</b>
<b>3 利 子 割 交 付 金</b>	<b>4,900</b>	減率△ 10%	<b>32,530</b>
<b>4 配 当 割 交 付 金</b>	<b>2,500</b>		<b>25,000</b>
<b>5 株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金</b>	<b>330</b>		<b>3,300</b>
<b>6 地 方 消 費 税 交 付 金</b>	<b>142,600</b>	消費税率引上分加味	<b>2,208,143</b>
<b>7 自 動 車 取 得 税 交 付 金</b>	<b>32,600</b>		<b>326,000</b>
<b>8 地 方 特 例 交 付 金</b>	<b>2,634</b>		<b>26,340</b>
<b>9 地 方 交 付 税</b>	<b>3,791,504</b>		<b>35,708,825</b>
普 通 交 付 税	3,168,665	減率△ 1.2%～△ 1.5%	30,222,016
特 別 交 付 税	261,100	減率△ 0.5%～△ 1.0%	2,532,461
臨 時 財 政 対 策 債	361,739	減率△ 5%	2,954,348
<b>10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</b>	<b>2,100</b>		<b>21,000</b>
<b>11 分 担 金 及 び 負 担 金</b>	<b>48,390</b>		<b>483,900</b>
<b>12 使 用 料 及 び 手 数 料</b>	<b>185,780</b>		<b>1,893,633</b>
使 用 料	145,958	町営住宅使用料増額加味	1,495,413
手 数 料	39,822		398,220
<b>13 国 庫 支 出 金</b>	<b>308,500</b>		<b>3,076,478</b>
負 担 金	278,119		2,861,758
補 助 金	17,189		171,890
委 託 金	13,192	国政選挙等加味	42,830
<b>14 道 支 出 金</b>	<b>242,480</b>		<b>2,484,811</b>
負 担 金	169,444		1,734,728
補 助 金	47,311		473,110
委 託 金	25,725	統計調査等加味	276,973
<b>15 財 産 収 入</b>	<b>29,303</b>	貸付収入増額等加味	<b>294,469</b>
<b>16 寄 附 金</b>	<b>12,314</b>		<b>113,140</b>
<b>17 繰 入 金</b>	<b>260,000</b>	調整資金、減債資金繰入	<b>1,100,000</b>
<b>18 繰 越 金</b>	<b>264,720</b>	決算見込額	<b>2,000,000</b>
<b>19 諸 収 入</b>	<b>109,464</b>		<b>1,094,640</b>
<b>20 町 債</b>	<b>0</b>		<b>0</b>
<b>合 計</b>	<b>7,557,628</b>		<b>70,436,591</b> (A)

今後10年間に得られる歳入見込み額は、704億3,695万円(A)です。

## < 歳出 >

(千円)

区 分	試算の基礎		金額
	基準年度 (H25)	算定の根拠 (H31以降はH30をベースとしている)	(H26～H35)
<b>1 人 件 費</b>	<b>1,333,995</b>		<b>13,705,556</b>
議 員 等 報 酬	97,005	共済組合負担金変動加味	957,368
特 別 職 分	42,732		458,660
一 般 職 分 ( 給 料 )	448,043	定年退職、新規採用加味	4,995,534
一 般 職 分 ( 手 当 )	239,344	定年退職、新規採用加味	2,611,116
常 用 職 員 分	126,251	定年退職加味	1,233,213
共 済 費 ・ 退 手 組 合 負 担 金 等	295,395	定年退職、新規採用加味	3,334,665
退 手 組 合 精 算 金	85,225	3年に一度の精算分加味	115,000
<b>2 物 件 費</b>	<b>1,285,081</b>	減率△2%、消費税引上等加味	<b>12,899,466</b>
<b>3 維 持 補 修 費</b>	<b>159,296</b>	減率△1%、消費税引上等加味	<b>1,598,736</b>
<b>4 扶 助 費</b>	<b>630,766</b>	医療費扶助分増2%～5%	<b>6,631,704</b>
<b>5 補 助 費</b>	<b>835,972</b>		<b>8,209,589</b>
一 般 分	376,777		3,767,770
消 防 分	413,989	定年退職、新規採用、起債償還額等加味	3,874,812
終 末 処 理 場 分	45,206	施設改修起債償還等加味	567,007
<b>6 公 債 費</b>	<b>1,229,429</b>		<b>9,932,820</b>
元 金	1,125,222	H25以前起債借入分元金償還金	9,217,046
利 子	100,850	H25以前起債借入分利子償還金	682,204
一 借 分	3,357		33,570
<b>7 積 立 金</b>	<b>53,508</b>		<b>515,187</b>
<b>8 貸 付 金</b>	<b>67,720</b>		<b>677,200</b>
<b>9 繰 出 金</b>	<b>1,171,133</b>		<b>12,420,612</b>
病 院 会 計	401,293		4,012,930
水 道 会 計	51,930		519,300
下 水 道 会 計	280,692		2,806,920
国 保 会 計	117,492	医療費増加味	1,287,008
後 期 高 齢 者 会 計	180,683	医療費増加味	2,157,007
介 護 保 険 会 計	134,159	給付費増加味	1,590,327
森 林 保 全 会 計	4,884		47,120
<b>10 予 備 費</b>	<b>1,000</b>		<b>10,000</b>
<b>合 計</b>	<b>6,767,900</b>		<b>66,600,870</b> (B)

今後10年間に経常的に必要となる歳出見込み額は、666億87万円(B)です。

## (2) 大型事業及びその他投資的事業充当財源

「歳入見込み額(A)」から「歳出見込み額(B)」を引いた「経常的収支差引額」38億3,572万円(C)が大型事業やその他の投資的事業に充当できる財源額となります。

一方、既に計画されている「大型事業必要財源額」は、17億6,216万円(D)(p27右下)です。

この結果、「経常的収支差引額(C)」から「大型事業必要財源額(D)」を引いた額20億7,356万円が、大型事業を除く投資的事業の財源として見込める額となります。

# III-5 重点プロジェクト

本計画において、重点プロジェクトとは、「大型事業」、「重点施策」、「連携施策」のことを言います。

## (1) 大型事業

本計画では、大型事業を次のように定義します。

- 1) 投資額もしくは町負担額が概ね 5 億円以上となる事業
- 2) 投資額もしくは町負担額が概ね 5 億円に満たないもののうち、一般財源必要額が 3 億円以上となる事業
- 3) 投資額もしくは町負担額の多寡に関わらず、町民生活への影響が特に大きいと判断されるその他事業

本計画における大型事業名称とその実施予定期間は、次のとおりです。

- ① 町営住宅再生整備事業 平成 23 年度～平成 30 年度
- ② 消防庁舎等改築事業 平成 23 年度～平成 28 年度
- ③ 水産基盤施設整備事業 平成 25 年度～平成 31 年度
- ④ 農業基盤整備事業 平成 26 年度～平成 35 年度
- ⑤ 庁舎耐震化等改修事業 平成 21 年度～平成 31 年度

これら大型事業の数量、内容、事業費および財源内訳は、次のとおりです。

(千円)

事業名	事業概要 (計画期間)	事業費 (26～35)	財源内訳			
			国道支出金	地方債	その他	一般財源
町営住宅再生整備事業	【H23～H30】 ・朝日団地 5棟18戸 ・新光北団地 7棟54戸 ・集会所建設	1,050,310	447,727	546,900	0	55,683
消防庁舎等改築事業	【H23～H28】 ・庁舎改築 ・デジタル無線整備 ・通信司令卓整備	966,991	0	766,900	0	200,091
水産基盤等施設整備事業	【H25～H31】 ・ウトロ漁港衛生管理施設 ・斜里漁港船揚場施設 ・斜里漁港整備 ・斜里漁港荷さばき所施設	431,630	0	324,700	0	106,930
農業基盤整備事業	【H26～H35】 ・三井越川地区 ・川上大栄地区 ・峰浜豊倉地区	1,033,420	128,948	90,100	686,406	127,966
庁舎耐震化等改修事業	【H21～H31】 ・耐震改修 ・外壁等改修 ・内装改修	495,987	0	246,300	100,000	149,687
(斜里中学校) 大規模改修事業	【H21～H27】 ・体育館改築 ・校舎棟改修 ・給食棟改造 ・外構改修	(112,258)	(25,380)	(38,000)	(0)	(48,878)
(新図書館建設事業)	【H24～H28】 ・図書館建設 ・外構整備 ・図書購入	(590,380)	(25,000)	(481,300)	(2,333)	(81,747)
合計		4,680,976	627,055	2,494,200	788,739	770,982
地方債借入金償還額						991,177
一般財源合計						<b>1,762,159</b>

(D)

## (2) 重点施策

重点施策とは、重点的かつ確実に実施するべき基本施策として選定されたものです。

### 重点施策1 自然環境の保全と適正利用の推進 基本施策 1-1-1

斜里町の優れた自然環境を適切に保全していくことが重要なのは言うまでもありませんが、同時に、自然の価値を損なわない範囲で適切に利用して、自然の価値を多くの人に、また次世代に継承していくことは今後も重要と考えます。

### 重点施策2 適切なおみ処理の推進 基本施策 1-2-3

平成24年度から運用しているエコクリーンセンターの安定稼働はごみの資源化や環境負荷の低減につながります。同時に、適切にごみ処理をしようとする意識の高まりは、地球温暖化の防止にも貢献できるものであり、重点的に取り組むべき施策と考えます。

### 重点施策3 イメージ戦略の推進 基本施策 2-2-1

「知床しゃり」という言葉からは、自然の豊かさのみでなく、クリーンで安全安心のイメージをも連想させます。既存の産業や特産品のイメージ、さらには産業連携の中核的イメージをこの言葉に積み重ねていくことで、地域としての魅力を戦略的に高め、産業と経済の好循環を作り出していくことができると考えます。

### 重点施策4 民間住宅の建設の促進 基本施策 3-1-2

住環境は快適な暮らしのために極めて重要です。その改善のためには、北方型住宅での建て替えを促し、また民間活力による高齢者向けの集合住宅建設を促すなど、行政と民間業者とが連携して取り組むことが必要と考えます。

### 重点施策5 防災計画の充実 基本施策 4-1-1

万が一の大災害時に多くの命を救うのが防災への取り組みです。その防災対策を規定し統括するのが様々な防災計画であることから、この基本施策を重点施策に掲げ、積極的かつ確実に取り組む必要があると考えます。

### 重点施策6 地域に根ざした国保病院の充実 基本施策 5-1-1

町民アンケート調査では、国保病院の充実を求める声が多く聞かれました。高齢化社会が進行するなか、地域医療は日々の安心にとって欠かすことができないものであり、重点的に取り組む必要があると考えます。

## 重点施策 7 生涯を通じた健康づくりの推進

### 基本施策 5-1-3

豊かな生活のためには、何よりも心身が健康であることが大切です。一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくりを進められるよう、関係部局が十分に連携し、総合的かつ重点的に取り組む必要があると考えます。

## 重点施策 8 高齢者の生活を支援する取組みの促進 基本施策 5-2-1

町民の3人に1人が高齢者となる中、高齢者が生き生きと生活できるよう支援することが町民の健康寿命を延ばすことに直結し、また、高齢者が暮らしやすい町は子どもも障がい者も暮らしやすい町といえることから、重点施策として取り組むべきと考えます。

## 重点施策 9 子育て支援の充実

### 基本施策 5-4-1

まちづくりにあたっては、何よりも未来を担う子どものことを優先して考える必要があります。子どもやその家庭を地域で支援することは、結果として地域にも活力をもたらすものであり、重点施策として取り組むべきと考えます。

## 重点施策 10 教育内容の改善と向上

### 基本施策 6-1-1

斜里の子どもたちの「育ち」について、大きく不安が広がっています。特に学力の低下が大きな課題となっており、将来の斜里を担う子どもたちの成長のために重点的に取り組む必要があると考えます。

## 重点施策 11 町民参加と協働の推進

### 基本施策 7-1-2

町民参加と協働は、情報共有の原則とともに、自治基本条例の基本原則として掲げられたものです。基本条例や本計画を十分に活用し、住みよい斜里町を築いていくためには、町民参加と協働をまちづくりのための重点施策として進めていく必要があると考えます。

## 重点施策 12 効果的・効率的な行政運営

### 基本施策 7-2-1

基本条例の3原則を実行していくためには、まず行政が条例の趣旨に基づき、自らの役割を果たすことが大切です。そして、さらに行政がレベルアップすることによって、3原則の実現に近づけると考えられることから、重点施策として取り組むべきと考えます。

### (3) 連携施策

連携施策とは、基本施策の枠を越えて、横断的に連携して実施することが求められる施策として選定されたものです。これらの施策実施にあたっては、関係部門間での十分な連携が必要です。

#### ◆連携施策 1 自然環境保全と産業

「みどりと人間の調和」を基本理念に掲げる町として、また世界自然遺産登録地を有する町として、自然環境の保全と利用のバランスは、永遠の命題とも呼べる課題でもあります。特に遺産登録地における環境保全と観光利用のあり方は、国内外からも注目を集めうるものであり、自然の価値を損なわずに体験型観光を進めて自然の価値や魅力を多くの人に伝え、地域のイメージ向上にも貢献するべく、関係部局が十分に連携して諸策を講じていく必要があります。

##### 【関係する主な施策】

- 1-1-1：自然環境の保全と適正利用の推進【環境保全】
- 2-1-2：資源の持続的活用の推進【産業資源・観光振興】
- 2-2-1：イメージ戦略の推進【地域イメージ】
- 3-2-4：海岸と河川の保全【公共水域】
- 6-2-1：地域資源を活かした交流活動の充実【児童生徒の体験活動】
- 6-3-4：自然と歴史を守り、学ぶ博物館活動の推進【研究・郷土学習】

#### ◆連携施策 2 高齢化社会と健康づくり

超高齢社会の到来にともなって、町民一人ひとりの身体的・精神的健康の状況がまちづくりのあり方に大きな比重を占めるようになってきました。病院、医療、介護と関わりはもちろん、健康づくりとしての体育・文化活動の振興、あるいは高齢者の就労などが今後ますます重要な意味をもつことから、これらの多面的な要素を連動させ、町民の健康を総体として高めるため、関係部局が連携していく必要があります。

##### 【関係する主な施策】

- 2-3-1：雇用の流動的活用の推進（高齢者の勤労機会確保）【労働・雇用】
- 5-1-1：地域に根ざした国保病院の充実【病院・医療】
- 5-1-3：生涯を通じた健康づくりの推進【保健・健康】
- 5-2-1：高齢者の生活を支援する取組みの促進、ほか福祉施策全般【福祉・介護】
- 6-3-2：健康づくりとスポーツ活動の推進、ほか社会教育全般【スポーツ・文化】

## ◆連携施策 3 地域公共交通

自家用車が移動の手段として、町民生活に欠かせないものとなって久しいですが、一方、高齢者や児童・生徒をはじめとする交通弱者や、レンタカーを利用しない観光客、ビジネス客にとって、公共交通の減退は生活や移動の便の悪化に直結する状況を引き起こしています。公共交通は、将来の斜里町にとっても欠かすことはできず、高齢者支援、児童生徒の送迎、観光客の円滑な移動など、公共交通の多目的な特質を加味し、関係部局が連携しつつ、将来的な地域公共交通のあり方を十分に調査・研究して対策を講じていく必要があります。

### 【関係する主な施策】

- 2-1-1：産業基盤整備の推進（観光客の移動・滞在）【観光】
- 5-2-1：高齢者の生活を支援する取組みの促進（高齢者等の交通確保）【福祉】
- 6-1-2：教育環境の向上（スクールバス）【教育】

## ◆連携施策 4 エネルギー

地球環境の悪化や、福島第一原発事故、国際政治経済状況の不安定化、国際間でのエネルギー資源の争奪など、近年、エネルギー資源の確保や消費のめぐる情勢が大きく変化しつつあります。技術革新と相まって再生可能エネルギーが注目を集める一方で、大量生産・消費・廃棄といったエネルギーに強度に依存する生活様式は変わらず、将来的にも安定的な供給が約束されているわけではありません。喫緊の課題ではないものの、総合的な町政の視点から、地域としてのエネルギー確保を調査・研究していく必要があります。

### 【関係する主な施策】

- 1-2-1：地球温暖化防止対策の推進【再生可能エネルギー】
- 2-1-2：資源の持続的活用の推進【産業資源循環】
- 4-1-2：災害に強い社会基盤づくり【ライフライン】

## ◆連携施策 5 地域づくり

人口減少や高齢化、核家族化などを背景に、地域社会が年々衰退してきていると言われています。しかし、広大な農村を有する斜里町のまちづくりにとって、共助・公助いずれの点からも地域社会の果たしている役割は大きく、住民、自治会、行政とが連携し、地域特有の課題に総合的な観点から対策を講じていく必要があります。

### 【関係する主な施策】

- 4-1-3：防災対策の充実と意識の向上【地域防災】
- 5-3-1：地域のネットワークづくり【地域福祉】
- 6-3-1：公民館を活用した生涯学習の充実【公民館活動】
- 7-1-3：魅力ある地域活動の推進【自治会・コミュニティ活動】

基本構想	基本理念	みどりと人間の																									
	基本テーマ	幸せを実感できる																									
	基本目標	1			2			3			4																
		自然と共に生きることができる 住みよいまちをめざす			足腰の強い産業をめざす			快適なまちをめざす			安全安心な																
政策	1	2	1	2	3	1	2	1	2																		
	人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進	持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進	力強い産業基盤の構築	知床しゃりの展開	担い手の育成と確保	快適に暮らせる住環境の整備	快適に暮らせる社会基盤の整備	命とくらしを守る防災体制の整備	水を守る安定した上下水道の整備																		
基本計画	重点1	重点2	重点3	重点4	重点5																						
	1 自然環境の保全と適正利用の推進	2 野生生物の保護管理の推進	3 生活環境の保全	1 地球温暖化防止対策の推進	2 ごみの減量・資源化の推進	3 適切なごみ処理の推進	1 産業基盤整備の推進	2 資源の持続的活用	3 戦略的経営の促進	1 イメージ戦略の推進	2 海と大地の恵みの提供	3 地元食材の消費拡大	1 雇用の流動的活用	2 就労者の支援	3 担い手確保と技術継承	1 都市機能の整備	2 民間住宅の建設の促進	3 公営住宅整備事業の推進	1 道路の整備促進	2 道路の適正な維持管理	3 冬期道路交通の確保	4 海岸と河川の保全	1 防災計画の充実	2 災害に強い社会基盤づくり	3 防災対策の充実と意識の向上	1 水源、水質、水量の安定供給の確保	2 汚水処理事業の継続と水洗化普及
基本施策																											



# 調和を求めて

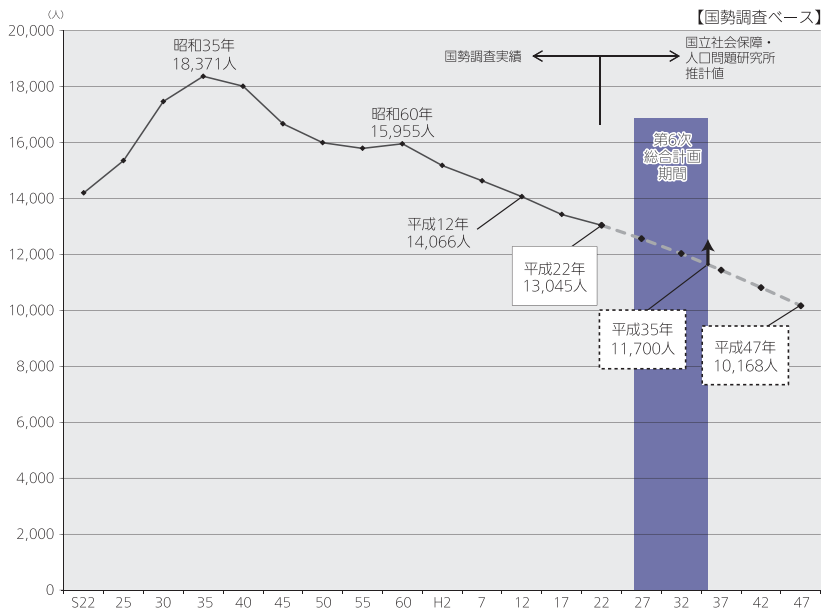
## 住みよいまちづくり

		5				6			7	
くらしをめざす		いきいきと自分らしく 健やかに暮らせるまちをめざす				心豊かにつながり 学び合うまちをめざす			町民が主役になっ て住みよいまち をめざす	
3	4	1	2	3	4	1	2	3	1	2
命を守る消防救急体制の充実	くらしの安全安心の推進	いつも元気に安心して暮らせるまちの実現	気持ちの通う高齢者福祉の充実	一緒に支え合う地域福祉の充実	希望を持って子育てできるまちの実現	地域とつながる学校教育の推進	地域を支え育てる人材の育成	地域を育む社会教育活動の推進	地域が輝くつながりのあるまちの実現	社会変化に対応できる健康なまちの実現
		重点6	重点7 重点8		重点9	重点10			重点11	重点12
1 2 3	1 2	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2
消防施設・設備と組織の充実 救急体制の強化 防火意識・救命知識の向上	犯罪の防止と交通安全の推進 くらしの相談体制の充実	地域に根ざした国保病院の充実 地域医療体制の充実 生涯を通じた健康づくりの推進	高齢者の生活を支援する取組みの促進 介護保険サービスと介護予防事業の充実	高齢化社会を支える人づくり 障がい者への総合支援と社会参加の促進 地域のネットワークづくり	福祉相談機能の充実 子育て支援の充実 保育の充実 障がい児支援の充実	教育内容の改善と向上 教育環境の向上 地域と学びあう学校教育の推進	地域資源を活かした交流活動の充実 生活習慣を育む家庭教育力の向上 公民館を活用した生涯学習の充実	健康づくりとスポーツ活動の推進 暮らしに寄りそった魅力的な図書館の運営 自然と歴史を守り、学ぶ博物館活動の推進	情報公開と情報共有の推進 町民参加と協働の推進 魅力ある地域活動の推進	多様な交流の展開 効果的・効率的な行政運営 足腰の強い財政基盤の確立

# III-7 計画全体の主要指標

## (1) 人口推移

斜里町の人口の推移と将来推計（昭和22年～平成47年（1947～2035年））



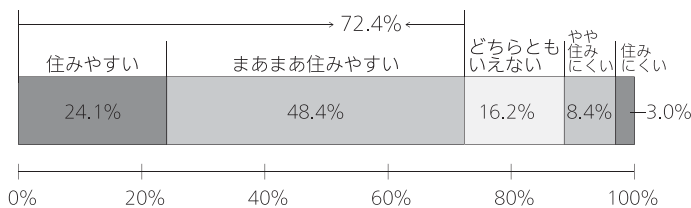
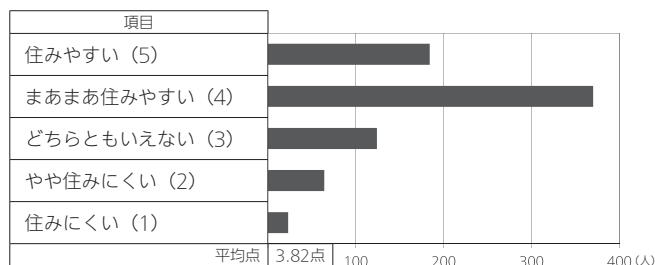
平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された人口推計に基づく、本計画が終了する平成35年には、斜里町の人口は約11,700人に減少すると予測されています。

日本全国の人口推計やこれまでの斜里町の人口推移状況からすると、人口減少自体は避けられないと考えられますが、本計画による産業振興や子育て支援策、その他魅力あるまちづくり諸策を着実に進めることで、できる限り人口減少を緩和させていく必要があります。

## (2) 住みやすさ

設問：「斜里町は住みやすいと思いますか？」

住みやすい	まあまあ住みやすい	どちらともいえない	やや住みにくい	住みにくい
5	4	3	2	1



平成25年3月実施町民アンケート調査

本計画を策定するにあたって実施した町民アンケート調査によると、「斜里町は住みやすいと思いますか？」という問い（5段階評価）に対して、72.4%の町民が住みやすい（まあまあを含む）と回答しました。

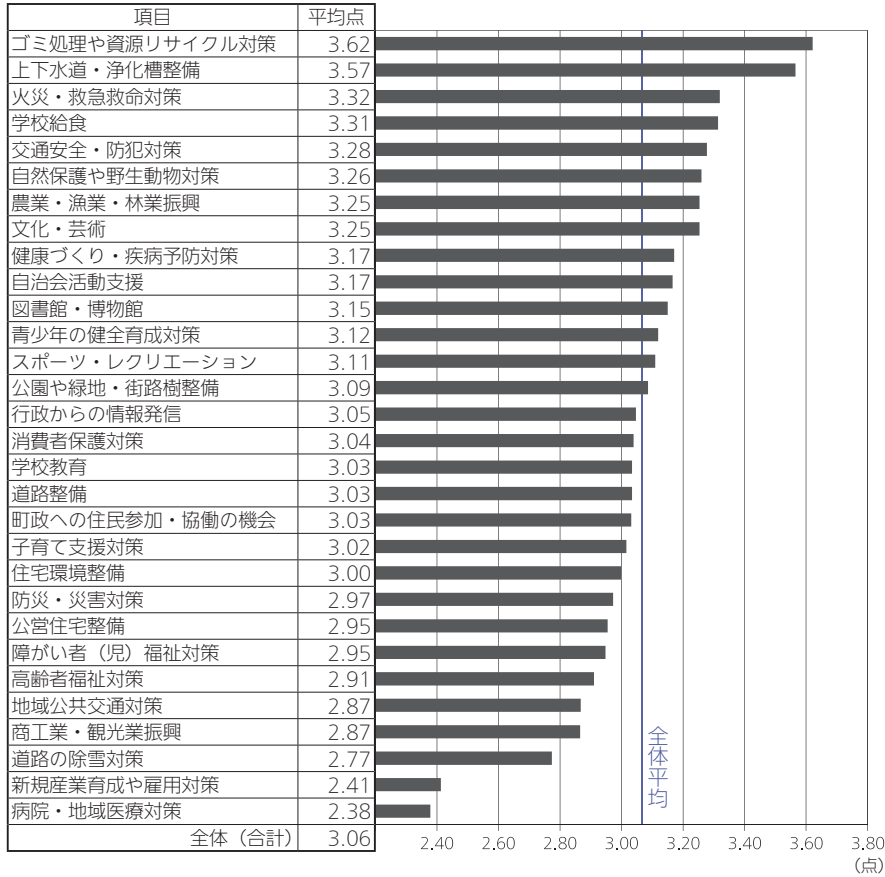
他自治体の類似の調査結果と比べても遜色のない、比較的よい結果であったとはいえませんが、一方で、属性別にみると、男女差はほぼ見られなかったものの、年代別では若年層が、居住地区別ではウトロ地区が、他と比べてやや低い傾向が見られました。

自治基本条例でも示されたとおり、住みよいまちであり続け、より魅力を高めていくことは、斜里町の未来にとって極めて重要であり、かつ目標でもあることから、この問いへの回答が向上するよう、本計画に従って着実なまちづくりを進めていく必要があります。

### (3) 行政個別分野への満足度

設問：「次の項目に対する現状への満足度について、どのようにお考えですか？」

5	4	3	2	1
満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満



前項（2）と同じく町民アンケート調査の結果、30に区分した個別行政分野の満足度は左表のとおりとなりました。

5段階評価の平均点でみると、最上位の3.62点から最下位の2.38点まで大きな開きが出ましたが、30分野の平均点では3.06点となり、比較対象がないものの、決してよい結果だったとはいえません。

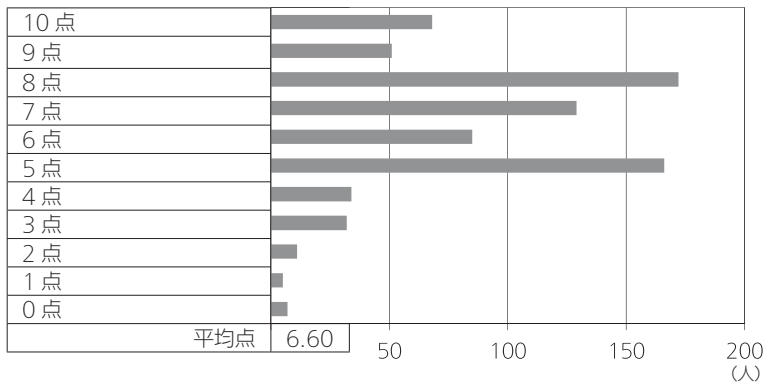
相対的に高評価だった分野はさらに向上させ、低評価だった分野は改善に努め、全体の平均点が向上するよう努めていく必要があります。

平成 25 年 3 月実施町民アンケート調査

### (4) 幸福度

設問：「現在、あなたはどの程度幸せですか？」

とても幸せ ← ←	→ →	とても不幸								
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0



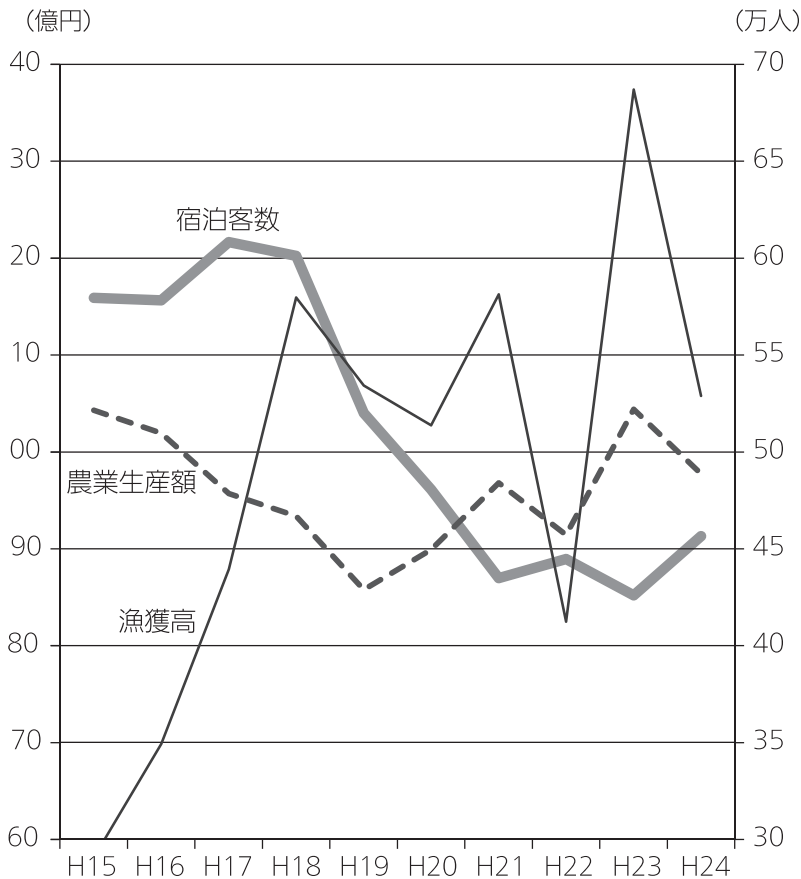
平成 25 年 3 月実施町民アンケート調査

前2項と同じく町民アンケート調査では、町民の幸福度の調査も行いました。

本計画の基本テーマにも設定したとおり、結果として町民の幸福度が高まることはいわば究極的なまちづくりと考えられなくもなく、幸福度という指標は、今後、ますます重要性が高まっていくものと考えられます。

幸福度と行政施策との関係が明らかではないとしても、少なくとも行政施策の結果、幸せな町民生活に繋がるべきですので、このような指標の確実な向上が望まれます。

## (5) 産業指標



※農業生産額と漁獲高は左軸(億円)  
 ※宿泊客数は右軸(万人)

農業生産額、漁獲高、宿泊客数という、斜里町を支える3つの基幹産業の実績です。

農業と漁業は自然、観光は経済情勢といった外的影響を受けますが、それでも結果として他地域との厳しい競争を勝ち抜く強さは欠かすことはできません。

斜里町を支えているのはまさしく産業であり、産業の発展なくして、まちの発展やまちづくりの進展もありません。

産業の実績は、まちの総合力を示すものとして、今後も重要なものといえます。

## (6) 財政

指標とその説明	(単位 %)					早期健全化基準	財政再生基準	全道平均
	H20	H21	H22	H23	H24			
①実質赤字比率	赤字額なし					14.59	20.0	—
②連結実質赤字比率	赤字額なし					19.59	30.0	—
③実質公債費比率	14.6	15.2	15.6	15.9	15.3	25.0 18.0以上 で要注意	35.0	10.7
④将来負担比率	98.2	94.9	89.0	102.6	94.4	350.0	基準なし	75.1
⑤資金不足比率	不足額なし					20.0	基準なし	—

- ①一般会計の赤字額の指標
- ②一般会計と特別会計をあわせた赤字額の指標
- ③標準的な収入額に対する、特別会計も含めた過去の起債借入額の償還割合に関する指標
- ④標準的な収入額に対する、特別会計・企業会計・第三セクターなども含めた、その町の将来負担するべき負債額に関する指標
- ⑤公営企業の資金不足額を指標化したもの

一般的に地方自治体の財政状況を示す指標として、左の5指標が用いられます。

財政には、自治体それぞれの歴史的、地理的事情はもちろん、国政状況や景気の影響を受け、また世代間分配の視点もあわせもつものでもありますが、それでも中長期的には、左の指標を目安に健全な財政運営が求められるものでもあります。

総合計画の実現をめざしたまちづくりの前提には、健全な財政運営が不可欠であり、これらの指標に十分留意する必要があります。




## IV . 基本計画

# 「町民参加・協働」の項目の見方

単位施策を示す表の中に、「町民参加・協働」という項目欄があります。これは、それぞれの単位施策を実施するにあたって、どの程度町民参加や協働を期待するかという視点から3段階で分類したものです。

あくまでも目安ではありますが、行政の担当部局は町民参加や協働の可能性を十分に考えたうえで施策を実施していく必要があります。

## 凡例

	できるだけ多くの町民の参加や協力、理解、連携、協働が不可欠または望まれる施策
	施策として想定される特定の関係者や受益者がいるが、その範囲内で町民の参加や協力、理解、連携、協働が不可欠な施策
	行政単独またはごく少数の関係者や受益者によって完結しうる施策で、町民の参加や協働があまり必要ではないと考えられる施策